中泊町国民健康保険小泊診療所遠隔診療設備整備事業仕様書

１．事業名

　　中泊町国民健康保険小泊診療所遠隔診療設備整備事業

２．事業の目的

　　中泊町国民健康保険小泊診療所(以下、「診療所」という。)の患者への医療提供の充実を図るた

　め、診療所とへき地医療拠点病院をオンラインで結び、遠隔診療を行うためのソフトウェアシステ

ム及びハードウェアを導入する。

３．診療所の診療体制

　 診療体制

　　　外来受付：月曜日～金曜日(休日・祝日を除く)

　　　　　　　　８時１５分～１１時００分（金曜日は１０時００分）

　　　　　　　　１３時００分～１５時００分（火曜日・金曜日は午後休診）

　　　診療時間：８時３０分～１６時３０分

　　　診療体制：医師１名、看護師２名、事務職員１名、

　　　　　　　　受付・レセプト作成(外部委託)　３名

４．整備の期間

　　契約の翌日から令和７年１２月２６日まで

５．システム仕様

　　電子カルテ及びオンライン診療の仕様については、次の各仕様書のとおりとする。

○電子カルテ仕様書

１．システム機能

（１）クラウド型のレセプトコンピュータ一体型電子カルテシステム

（２）クラウド型の中でも、クラウドの特性を最大限に活用するために、最初からクラウド上で動作

　　 することを前提として設計された「クラウドネイティブ型」の電子カルテであること。

（３）電子カルテ機能のみでなくWeb予約・Web問診・オンライン診療等の周辺機能が、電子カルテ

　　 システムと同一システム上で一元的に導入・運用が可能なシステムであること。

（４）所定の設定及び権限を受けた利用端末/アカウントであれば、院外からもインターネット（Web

プラウザ）経由で電子カルテにアクセスが可能であること。

（５）医療機関様向けのシステムのみならず、患者様向けにアプリを提供。オンライン診療等で患者

アプリと電子カルテとの連携が可能であること。

２．システム利用端末

　　　システム利用端末は、５年以上利用する想定で導入システムが快適に動作する推奨スペックを満

　 たすこと。また、国内メーカ製のハードウェアであること。

（１）導入機器台数

　　　・ファイアウォール　　　　　　　　　　１台

　　　・デスクトップパソコン　　　　　　　　４台

　　　・ノートパソコン　　　　　　　　　　　３台

　　　・Ａ４モノクロプリンタ　　　　　　　　１台

　　　・Ａ４カラープリンタ　　　　　　　　　２台

　　　・Ａ４スキャナ　　　　　　　　　　　　１台

　　　・ＷｉＦｉルーター　 　　　　　　　　 １台

　【パソコンスペック】

　　・デスクトップパソコン

　　　ＯＳ：Windows 11 Pro

　　　ＣＰＵ：インテルCore i5 2GHz以上もしくはAMD Ryzen5 1600以上

　　　メモリ：16GB以上

　　　ストレージ：SSD 256GB以上

　　　ディスプレイサイズ：23.8型以上

　　　ディスプレイ解像度：1920×1080

　　　Office製品：Microsoft Office Word2024、Excel2024を搭載していること。

　　・ノートパソコン

　　　ＯＳ：Windows 11 Pro

　　　ＣＰＵ：インテルCore i5 2GHz以上もしくはAMD Ryzen5 1600以上

　　　メモリ：16GB以上

　　　ストレージ：SSD 256GB以上

　　　ディスプレイサイズ：15型以上

　　　ディスプレイ解像度：1920×1080

　　　Office：Microsoft Office Word2024、Excel2024を搭載していること。

　【プリンタスペック】

　　・Ａ４モノクロプリンタ

　　　プリント速度（片面）：50頁/分以上

　　　印刷トレイ：３段以上

　　　インタフェース：ＬＡＮ接続が可能であること。

　　・Ａ４カラープリンタ

　　　プリント速度（片面）：30頁/分以上

　　　インタフェース：ＬＡＮ接続が可能であること。

　【スキャナスペック】

　　　最大印刷サイズ：Ａ４

　　　スキャン速度（片面）：20枚/分以上

　　　　　　　　　（両面）：10面/分以上

　【ＷｉＦｉルーター】

　　　通信データ容量：100GB以上（年間）

　　　キャリア：ドコモ、au、ソフトバンクの対応エリアで利用可能なこと。

　　　通信期間：５年分の通信費用を含むこと。

３．電子カルテシステム機能

（１）電子カルテとレセプトコンピュータが一体型のシステムであること。

（２）Ｗｅｂ予約機能が電子カルテシステムと同一システム上で導入・運用が可能なこと。

（３）Ｗｅｂ問診機能が電子カルテシステムと同一システム上で導入・運用が可能なこと。

（４）オンライン診療機能が電子カルテシステムと同一システム上で導入・運用が可能なこと。

（５）オンライン資格確認システムと連携し、カードリーダーを介して保健情報の取り込みができる

　 　こと。

（６）レセプトチェックソフトが電子カルテシステムと同一システム上で導入・運用が可能なこと。

これにより同一システム上でレセプト点検からカルテ修正作業が実施可能であること。

（７）経営分析機能の標準搭載により、円滑な医院の収益等の確認がカルテ画面上で可能であること。

（８）電子処方箋及び紙処方箋サービス双方に対応していること。

（９）電子カルテシステム内でオンライン決裁が可能であること。

４．接続機器及び導入システム

　整備システムは診療所にある以下の医療機器と部門システム経由または直接接続を行うこと。

　また、（11）と（12）についてはシステムの導入提案を行い見積金額に含めること。

（１）心電図検査装置

（２）ＧＥ超音波診断装置

（３）自動血球計数装置

（４）ＤＣＡバンテージ

（５）クリニテックステータスプラス

（６）電子式診断用スパイロメータ―

（７）富士ドライケム

（８）胃カメラ

（９）レントゲン

（10）外注検査結果取込

（11）検査データビューワソフト

（12）検査データ処理支援システム

（13）その他医師が必要とするもの

５．セキュリティ

（１）ISMSクラウドセキュリティ認証「ISO/IEC27017：2015」または「JISQ27017：2016」を取得し

ているシステムであること。

（２）電子カルテ通信のため、SSL暗号化通信、証明書認証を実施すること。

（３）有料版のウィルス対策ソフトを利用端末にインストールすること。また、５年分のソフト購入

費用も含めること。

（４）ファイアウォールについてソフトウェア更新のため、５年分のライセンス購入費用も含めるこ

　 　と。

（５）二要素認証ができること。

６．保守サポート

（１）保守の範囲内で以下のサポートを提供できるよう努めること。

　①診療所開所時間において、随時システム操作に関するサポートを提供できること。

　②機器の故障やシステム障害等により、診療に影響が生じないようトラブルに迅速に対応できるこ

　　と。

　③診療報酬改定及び医療制度の改正に伴うシステムのアップデート。

（２）操作に関するマニュアルが充実していること。

（３）入力ミス・操作ミスに関する案内を充実させること。

７．バックアップ

　ＰＤＦ出力機能により、出力済みのカルテ情報であればオフラインでも参照可能であること。

８．データ移行

　現在診療所で使用している医事会計システム（レセプトコンピュータシステムΣ・株式会社ワイズ

マン）より下記情報の移行を行うこと。患者属性（項目１～６）は全期間対象、外来保険診療行為内容（項目７）は直近３ヶ月分を移行すること。

（１）患者氏名

（２）性別

（３）生年月日

（４）住所

（５）最終使用保険種類

（６）適用病名

（７）外来保険診療行為内容（自費、コメント、用法を除く）

９．その他

（１）当事業の整備に関して知り得た個人情報等については、中泊町個人情報保護法施行条例及び関

　　 係法令を遵守し、個人情報の漏洩が無いよう万全の対策を行うこと。なお、整備完了後において

も同様に対策すること。

（２）当事業の業務完了後においても、受注者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合

　 　は、町の指示に従い、修正及び補正、その他必要な作業を受注者の責務において行うこと。

（３）本仕様書に規定のない事項又は本仕様書の規定に疑義のある場合については、両者協議の上 こ

　　 れを定めることとする。

（４）将来的なシステム更新（変更）時に、スムーズにデータ移行が行えるようデータ抽出等の作業

を無償で行うこと。

（５）利用端末数、発行アカウント数及び月ごとの患者受付回数によって、システムの利用料金が変

動しないこと。

（６）電子カルテにアップロードする画像・書類等のデータの容量によって利用料金が変動しないこ

　　 と。

（７）導入費用に加えて稼働月から積算して５年間で必要となる利用料、保守料を含めること。

（８）県内に営業及び保守拠点を有すること。

○オンライン診療システム仕様書

１．システム機能

（１）小泊診療所と青森県立中央病院間で遠隔診療を行えるオンラインコミュニケーションツール

　 　 を搭載すること。

（２）Webブラウザで動作し、OSフリー、デバイスフリーであること。

（３）クラウドサーバー運用、SSL、TLSセキュリティが確保されているツールであること。

（４）同時に2拠点接続できること。

（５）電子カルテ画像、PACS画像、US動画等の医療情報（映像・静止画）の共有ができること。

２．システム利用端末

　　　システム利用端末は、5年以上利用する想定で導入システムが快適に動作する推奨スペックを満

　 たすこと。

（１）機器台数

　　　デスクトップパソコン　　　　　　　　１台

　　　スピーカーフォン　　　　　　　　　　１台

　　　ＷＥＢカメラ　　　　　　　　　　　　１台

　　　映像キャプチャーコンバーター　　　　２台

　　　スイッチャー　　　　　　　　　　　　１台

　【デスクトップパソコンスペック】

　　ＯＳ：WINDOWS 11 Pro

　　ＣＰＵ：インテルCorei5 2GHz以上もしくはAMDRyzen5 1600以上

　　メモリ：16GB以上

　　ストレージ：SSD256GB以上

　　ディスプレイサイズ：31型以上

　　ディスプレイ端子：HDMIが含まれること

　　ディスプレイ解像度：4K対応

　【スピーカーフォンスペック】

　　マイク・スピーカーが一体型かつ外寸W140×D140×H43mm以下、重量280ｇ以下であること。

　【カメラスペック】

　　AI自動追尾リモートカメラであること。

　　また、光学12倍ズーム以上、イメージセンサー1/2.8”CMOS、有効画素数2メガピクセル以上であ

ること。

３．その他使用について

（１）超音波画像診断装置等の医療機器と接続し画像を伝送するため、映像キャプチャーコンバータ

　　 ーを２台以上設置し、HDMIケーブル差込口を埋込モニターの下に取り付けること。また、アナロ

　　 グ機器がある場合、映像変換コンバーターも設置すること。

（２）コンバーター及びデスクトップパソコンは、接続ケーブル及び電源ケーブル、操作用キーボー

　　 ド、マウス共に診察室モニター背面部のBOX等に入れて収納すること。

（３）ひとつのスイッチでBOX内機器及び遠隔診療用機器の電源のオン・オフが可能なこと。

（４）接続に必要なケーブル、電源タップを含むこと。なお、納入時のネットワーク設定作業、機器

調整、接続テスト等の初期費用は納入業者の負担とする。